

# 鹿嶋市内の保育所等における 災害対応ガイドライン

令和 8年 8月  
鹿嶋市教育委員会事務局  
幼児教育課

## 鹿嶋市内の保育所等における災害時対応ガイドライン

### 1 目的

鹿嶋市内の認可保育所，認定こども園，地域型保育事業所（以下，「保育所等」という。）において，地震，台風，集中豪雨等の自然災害が発生した場合や，その発生が予測される場合（以下，「災害時」という。）に，児童，保護者及び職員の生命と安全を最優先に保育施設の運営を行う必要がある。本ガイドラインは，災害時に迅速かつ適切に判断・行動できるよう，災害への備えや臨時休園の判断基準など，災害時の基本的な対応を定めるものである。

なお，本ガイドラインは一定の基準を示すものであり，災害の規模や施設の立地条件等によって被害状況も異なることから，各保育所等において，それぞれの状況に応じた防災マニュアルを別途作成すること。

### 2 対象

認可保育所，認定こども園，地域型保育事業所

### 3 基本的な対応方針

- ・保育所等は，保護者が就労等により家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であることから，各種警報の発令により自動的に休園の措置とはならず，原則として開園とする。
- ・児童の安全確保を最優先としたうえで，災害時においても，施設及び施設周辺の安全確認と児童を受け入れるための職員体制の確保に努め，規模を縮小してでも可能な限り開園することを原則とする。

### 4 災害への備え

- ・災害時の対応は，職員一人ひとりが自分の果たすべき役割を認識し，いかに迅速かつ適切に判断や対応ができるかが重要となる。いつ災害が起きても慌てず，組織として対応できる体制を整備しておくこと。
- ・災害発生時に児童の安全を確保するため，様々な災害を想定し，計画的に訓練を実施すること。
- ・各保育所等において，それぞれの人数等規模に応じた災害用備蓄物資を備えておくこと。
- ・最新の防災気象情報体系（警戒レベル）に基づき，各施設で受信する情報の種類と，それに応じた具体的な避難行動を，施設用防災マニュアルに改めて明記しておくこと。

## 5 臨時休園等の判断基準

（※本ガイドラインにおいて、「臨時休園等」とは、災害時における施設の臨時休園及び保護者への登園自粛の要請をいう。）

### （１）風水害の場合

- ・施設は、市の対応連絡を待つことなく、本基準に基づき対応する。
- ・本市では、施設の立地状況（鹿嶋市ハザードマップにおける土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の「危険区域内」か「危険区域外」か）に応じて、臨時休園の基準を以下のとおり区分する。
- ・特に施設周辺が安全と考えられる場合でも、道路の状況等を考慮して、保護者や職員の安全が確保される必要があることに留意する。
- ・気象庁から「特別警報」又は警戒レベル相当の防災気象情報の発表が予想されるときなどは、避難情報が出される前に、市からの情報提供をもとに臨時休園とする場合がある。
- ・お迎えを依頼する際などは、園の周辺がどのような状況なのかも含めて情報発信を行うこと。

○危険区域内（土砂災害警戒区域・浸水想定区域等）にある施設の対応

※児童の避難に時間を要するため、「警戒レベル３」を休園基準とする。

※指定緊急避難場所への避難については、避難確保計画を策定している施設においては、同計画に基づき対応する。

| 開園外<br>開園中 | 警戒レベル<br>（避難情報）                | 警戒レベルが発令されたときの施設の対応                                                                                                |
|------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開園時間外      | 警戒レベル３以上<br>（高齢者等避難・<br>避難指示等） | 【臨時休園】<br>●午前６時の段階で発令が解除されていない場合、臨時休園とする。<br>●午前６時から開園までの間に発令された場合、臨時休園とする。                                        |
| 開園時間中      | 警戒レベル３以上<br>（高齢者等避難・<br>避難指示等） | 【臨時休園】<br>●発令された時点で臨時休園とする。<br>●保護者へ速やかにお迎えを依頼する。<br>●必要に応じて指定緊急避難場所等へ避難し、保護者へその旨を連絡する。<br>●全員の引き渡し完了するまでは保育を継続する。 |

○危険区域外にある施設の対応

※園舎の安全が確保されているため、「警戒レベル4」を休園基準とし、レベル3では注意喚起にとどめる。

| 開園外<br>開園中 | 警戒レベル<br>(避難情報)     | 警戒レベルが発令されたときの施設の対応                                                                   |
|------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 開園時間外      | 警戒レベル3<br>(高齢者等避難)  | <b>【原則開園】</b><br>●通常どおり開園する。<br>●ただし、状況悪化に備え、家庭での保育が可能な場合は登園自粛を呼びかける。                 |
|            | 警戒レベル4以上<br>(避難指示等) | <b>【臨時休園】</b><br>●午前6時の段階で発令が解除されていない場合、臨時休園とする。<br>●午前6時から開園までの間に発令された場合、臨時休園とする。    |
| 開園時間中      | 警戒レベル3<br>(高齢者等避難)  | <b>【原則開園】</b><br>●保育を継続する。<br>●ただし、保護者に対しレベル3が発令された旨を連絡し、可能な家庭には早めのお迎えを依頼する。          |
|            | 警戒レベル4以上<br>(避難指示等) | <b>【臨時休園】</b><br>●発令された時点で臨時休園とする。<br>●園内での安全確保(屋内安全確保)を最優先とし、安全を考慮したうえで保護者へお迎えを依頼する。 |

(2) 地震、津波の場合

- ・施設は、市の対応連絡を待つことなく、本基準に基づき対応する。
- ・災害規模にかかわらず、市内全域に被害が想定されるときは臨時休園とする場合がある。
- ・開所時間外に震度5弱以上が発生した場合で、津波浸水想定区域内にある施設は、大津波警報解除後、次の①～③の対応をする。

| 開園外<br>開園中 | 区分         | 発災、発表後の施設の対応                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開園時間外      | 震度5弱<br>以上 | <p>●午前6時の状況により、次の①～③を確認し、施設の運営が困難な場合は臨時休園とする。</p> <p>①施設や近隣の被害状況を確認（夜間には行わない。できるかぎり複数人で行う。）</p> <p>②ライフライン（電気、水道、ガス）の確認</p> <p>③保育が可能な職員体制等の確認</p> <p>●午前6時から開園までの間に発生した場合、速やかに上記①～③を確認し、施設の運営が困難な場合は臨時休園とする。</p>                            |
|            | 大津波警報      | <p>●津波浸水想定区域は、午前6時の段階で大津波警報が解除されていない場合、臨時休園とする。</p> <p>●津波浸水想定区域は、午前6時から開園までの間に大津波警報の発表があった場合、臨時休園とする。</p> <p>●臨時休園後、大津波警報等の津波に関する警報、注意報が解除された場合は、各施設において、安全を考慮して開園を判断する。</p>                                                                |
| 開園時間中      | 震度5弱<br>以上 | <p>●次の①～③を確認し、施設の運営が困難な場合は臨時休園とする。</p> <p>①施設や近隣の被害状況を確認（夜間には行わない。できるかぎり複数人で行う。）</p> <p>②ライフライン（電気、水道、ガス）の確認</p> <p>③保育が可能な職員体制等の確認</p> <p>●保護者へお迎えを依頼する。</p> <p>●児童全員の引き渡し完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続する。</p> <p>●状況に応じて指定緊急避難場所等へ避難する。</p> |
|            | 大津波警報      | <p>●津波浸水想定区域は、大津波警報が発表された場合、臨時休園とする。</p> <p>●状況に応じて指定緊急避難場所等へ避難する。</p> <p>●臨時休園後、大津波警報等の津波に関する警報、注意報が解除された場合は、各施設において、安全を考慮して開園を判断する。</p>                                                                                                    |

※指定緊急避難場所への避難については、避難確保計画を策定している施設においては、同計画に基づき対応する。

### （３）登園自粛の要請について

- ・台風の接近や大雪の予報等により災害の発生が予測される場合や、臨時休園の基準には達していないものの、児童の安全な登降園に支障が生じる恐れがある場合は、市又は各施設の判断により、家庭での保育が可能な保護者に対し、登園の自粛（家庭保育の協力）を要請する場合がある。
- ・登園自粛の要請を行う場合は、安全確保と職員体制の維持を考慮し、やむを得ない事情により家庭での保育が困難な児童の受け入れとするなど、規模を縮小して保育を行うものとする。

## ６ 保育再開の基準

- ・臨時休園とした場合も、児童の受入態勢を整え、可能な限り保育の提供に努めることとする。
- ・臨時休園の判断事由となった「避難情報」や「防災気象情報（警報等）」が解除された場合、施設周辺の安全（道路状況、浸水被害、ライフラインの復旧等）を確認したうえで、以下の基準により速やかに保育を再開する。
- ・原則として、保育再開の基準は次のとおりとするが、施設や近隣の安全確保状況、ライフラインの状況、職員体制の確保状況等によっては、再開時期が保育施設によって異なる可能性がある。その場合は、市と協議のもと各施設から保護者へ連絡を行うこと。

| 警報，避難情報解除時点<br>（市ホームページ等において発表時点） | 保育施設の対応                    |
|-----------------------------------|----------------------------|
| 午前６時までに解除                         | 原則，開園（給食等の有無は各施設の判断）       |
| 午前６時から午前１１時までに解除                  | 原則，午後１時から開園（給食等の有無は各施設の判断） |
| 午前１１時以降に解除                        | 原則，休園                      |

## ７ 児童の引き渡しについて

- ・保護者にお迎えを依頼した場合であっても、帰宅途中に被害にあう恐れがあるなど、危険が予測される場合は、保護者も保育所等に待機する、又は保護者とともに指定緊急避難場所等へ避難するなど、状況に応じて判断すること。
- ・安全な場所に避難することを優先し、具体的な引き渡し方法については、保育所等で作成する防災マニュアルに記載するとともに、事前に保護者へ周知し、共有しておくこと。

## 8 保護者との連携

- ・児童を安全に保護者に引き渡すためには、保護者の理解と協力が必要不可欠であるため、保護者への連絡手段（メールの一斉配信等）を決め、事前に周知しておくこと。
- ・各施設がハザードマップ上の「危険区域内」「危険区域外」のどちらに該当し、どの警戒レベルで臨時休園とするか（休園基準）について、入園時や年度始め等に必ず保護者へ説明し、共通理解を図っておくこと。
- ・避難場所や避難経路、引き渡しルールなど、災害時に保育所等が行う各種対応について、保護者へ丁寧に継続した周知を図り、理解を得られるよう努めること。

## 9 市への報告

- ・各施設の判断により、本ガイドラインに基づき臨時休園や登園自粛の要請を行った場合は、状況把握のため、速やかに市へ報告すること。
- ・災害発生時の被災状況について、人的被害や建物被害等を市へ報告すること。
- ・市へ連絡がとれない場合であっても、保育所等において随時情報収集に努め、適切に状況把握を行うこと。

## 10 保育所等における防災マニュアルの作成について

- ・本ガイドラインは、災害時の基本的な対応を示すものである。災害時にどのような危険があり、どのように行動するかは施設の状況や周辺の環境等によって異なるため、保育所等においては、それぞれの状況に応じて、より詳細かつ具体的な対応と各職員の役割等を定めた防災マニュアルを作成し、職員間で共有しておくこと。
- ・災害によっては、本ガイドラインにより対応することが難しい状況になることも考えられ、また、災害後は市と連絡がとれなくなることも想定される。その場合においては、市からの指示や協議を待たずとも、児童や職員の安全確保を最優先に考え、保育所等の防災マニュアルに基づき対応を判断すること。

## 11 臨時休園等に係る保育料等への対応

- ・人命の安全確認のための一時的な対応であることを踏まえ、原則として、臨時休園等に伴う保育料等の減額（日割り計算等）は行わない。

＜参考＞警戒レベル一覧表《内閣府：避難情報に関するガイドライン》

最新の「避難情報に関するガイドライン」の内容に従い、適宜、警戒レベルに応じた避難行動を各施設のマニュアルに反映させること。

| 避難情報等                                                                                                       | 居住者等がとるべき行動等                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【警戒レベル５】</b><br><b>緊急安全確保</b><br><b>（市町村長が発令）</b>                                                        | <b>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</b><br><b>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</b><br>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。<br>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。                                                                                                              |
| <b>【警戒レベル４】</b><br><b>避難指示</b><br><b>（市町村長が発令）</b>                                                          | <b>●発令される状況：災害のおそれ高い</b><br><b>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</b><br>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>【警戒レベル３】</b><br><b>高齢者等避難</b><br><b>（市町村長が発令）</b>                                                        | <b>●発令される状況：災害のおそれあり</b><br><b>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</b><br>・高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。<br>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者<br>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| <b>【警戒レベル２】</b><br><b>大雨・洪水・高潮</b><br><b>注意報</b><br><b>（気象庁が単独発表</b><br><b>又は気象庁と国土交</b><br><b>通省が共同発表）</b> | <b>●発表される状況：気象情報悪化</b><br><b>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</b><br>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。                                                                                                                                                    |
| <b>【警戒レベル１】</b><br><b>早期注意情報</b><br><b>（気象庁が発表）</b>                                                         | <b>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</b><br><b>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</b><br>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。                                                                                                                                                                                                             |